

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年3月30日

沖縄県教育委員会

教育長が沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県教育委員会
委員長 中山勲

沖縄県教育委員会規則第2号

**沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する
規則**

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「賃金職員」の次に「及び嘱託員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

嘱託員の任免および懲戒に関する事務について、教育委員会から教育長に委任されていることを明確にするため、規定に明記する。

3 改正案の概要

- (1) 嘱託員の任免、懲戒に関する事務を教育長に委任する。(第2条)
- (2) 規則の施行は、平成19年3月30日とする。

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項

5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

○沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則

新旧対照表

新	旧
(委任事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (8) 教育委員会事務局の職員（賃金職員及び嘱託員を除く。本号及び次号において同じ。）及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒に関すること。	(委任事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (8) 教育委員会事務局の職員（賃金職員を除く。本号及び次号において同じ。）及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒に関すること。